

茂教委学第435号

平成28年12月5日

保護者 様

茂木町教育委員会

インフルエンザ様症状が発症したときの対応について

このことにつきまして、インフルエンザ様症状が発症した場合は、病院で受診のうえ、下記のとおりに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 インフルエンザ様症状であると診断された場合

- ・ 通学している学校に連絡をし、「学校感染症による出席停止について」と治癒証明書の用紙をもらってください。

2 出席停止について

- ・ 医師の許可する日まで学校を休ませてください。
〔学校保健安全法では、発症(発熱等)した翌日から5日間、かつ解熱後2日間となっています。〕
- ・ 登校する際は、医師の「治癒証明書」を学校に提出してください。

3 その他

- ・ お子様が体調不良の時は登校させずに、病院に連れて行ってください。
(軽い症状しか現れないお子様もいますので、感染の原因になります)
- ・ タミフル等の薬を服用して解熱したとしても、体内にウイルスがいて感染させることもあるので気をつけてください。
- ・ 出かけるときには必ずマスクを着用し、手洗いやうがいを家庭でも徹底してください。
- ・ 流行の前にインフルエンザの予防接種を受けてください。